

エ・５・０（有効期間：令和11年3月末）  
（保存期間：令和5年12月末）

一般（人少）第151号  
令和5年7月7日

各 所 属 長 殿

山 形 県 警 察 本 部 長

少年院及び少年鑑別所における収容のための連戻しについて（通達）

少年院又は少年鑑別所（以下「少年施設」という。）における収容のための連戻しについては、別添する法務省発出の「少年院及び少年鑑別所における収容のための連戻しの運用について（平成27年5月27日法務省矯少第152号）」（以下「法務省通達」という。）の内容を踏まえ、「少年院及び少年鑑別所における収容のための連戻しについて（通達）」（令和3年4月1日付け一般（人少）第73号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところである。

この度、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）による改正後の刑法（明治40年法律第45号。以下「改正刑法」という。）第97条の規定に基づき、少年施設から逃走した者の全てについて同条の逃走罪の適用対象となったことから、少年施設における収容のための連戻しについては、下記のとおり適切に対応されたい。

なお、旧通達は、本日限り、無効とする。

#### 記

#### 1 少年施設の長からの連戻しのための援助の求め及びそれに基づく警察の手配

(1) 少年施設の長からの連戻しのための援助の請求は、連れ戻すべき者1人ごとに「連戻援助請求書」（法務省通達別紙様式1）によって、その少年施設の所在地を管轄する警察本部長宛てになされる。ただし、緊急を要する場合には、電話その他適当な方法をもって最寄りの警察署長を通じて援助を求められる。この場合においても、可及的速やかに警察本部長宛ての連戻援助請求書が送達される。

「連戻状」（法務省通達に様式例が参考添付されているもの）は、連戻援助請求書発送前に発付されている場合はこれに添付され、連戻援助請求書発送後に発付された場合は「連戻状送付書」（法務省通達別紙様式5）によって送付される。ただし、発付された連戻状が一通の場合は、連戻援助請求書にその内容が附記され、又は「連戻状発付通知書」（法務省通達別紙様式4）によって通知される。

連戻援助請求書、連戻状及び連戻状発付通知書は、当該少年施設の所在地を管轄する警察署の署長を通じて送達される。

(2) 連戻援助請求を受けた場合には、必要な範囲の管轄警察署長にその内容を伝達するものとする。

連戻援助請求を受けた連れ戻すべき者の立回り予想地域が他の都道府県警察の管内にある場合等必要な場合には、他の必要な都道府県警察の本部長に対して、連戻援助請求の内容を伝達するものとする。

少年施設の長から連戻援助請求に関する電話等の連絡を受けた警察署長は、緊急を要し警察本部長にその内容を報告するいとまのない場合においては、直ちに必要な警察署長にその連戻援助請求に関する内容を伝達し、事後速やかに生活安全部人身安全少年課を経由して警察本部長その旨を報告するものとする。

(3) 連戻援助請求の伝達は、「少年院（又は少年鑑別所）連戻対象者手配」とし、その事態に応じて電話その他適当な方法によって、その連れ戻すべき者について以下の事項を通知する。ただし、緊急を要する手配については、必要な事項をまず通知し、その他の事項を速やかに追加して通知することとする。

ア 氏名、年齢、生年月日、性別及び本籍（外国人にあっては国籍）

イ 少年施設の名称

ウ 連戻援助請求の年月日

エ 収容前の住所若しくは居所又は帰住予定地

オ 連れ戻すべき事由

カ 収容前の職業

キ 身長、体重、頭髪その他人相及び身体の特徴並びに着衣及び所持品

ク 少年施設収容の事由（事件名）及び逃走中罪を犯すおそれの有無

ケ 逃走（不帰着・解放）の日時及び場所

コ 予想される立回り先

サ 少年施設の長が希望する連戻場所

シ 連戻状が発付されているときは、発付の年月日及び有効期間。発付されていないときは、その請求の有無

ス その他参考事項

2 少年施設の長から連戻しについて援助を求められた警察官の権限

(1) 少年施設の長から連戻しについて援助を求められた警察官は、少年施設の職員と独立して当該連れ戻すべき者を連れ戻す権限を有する。

(2) 逃走した時（連戻援助請求書に記載された逃走の日時）又は少年院の院外委嘱指導若しくは外出若しくは外泊からの帰着日時として少年院の長が指定した日時（以下「逃走等をしたとき」という。）から48時間以内は、連戻状が発付がない場合においても連戻しに着手することができる。

連戻しに着手した後、連戻しを継続する間に、逃走等をした時から48時間を経過しても連戻状によることを要しない。

(3) 災害時の避難のための解放後に避難を必要とする状況がなくなった後に当該者が少年施設又は少年施設の長が指定した場所に出頭しないときは、連戻状が発付されていないければ、連戻しに着手することはできない。

(4) 連戻状により連戻しに着手する場合は、本人にこれを示して行わなければならない。ただし、連戻状を所持しない場合においても、緊急を要するときは、連れ戻すべき事由及び連戻状が発付されている旨を告げて、連戻しに着手することができる。

この場合において、できる限り速やかに連戻状を示さなければならない。

(5) 連戻しに着手した警察官は、「連戻着手報告書」（別紙様式）を作成し、これを所属長に提出するものとする。

(6) 連戻しに当たりやむを得ない場合においては、必要最少限度の期間、警察の保護室に収容することができるが、留置場の使用は認められない。

### 3 警察官が連れ戻すべき者を連れ戻す場合におけるその者の身柄の引渡し

(1) 警察官が連れ戻すべき者の連戻しに着手した後は、速やかに生活安全部人身安全少年課を経由して、連戻援助請求をした少年施設の長、又はその者について手配した警察にその旨を連絡するとともに、連れ戻すべき場所に連行して、そこで少年施設の職員に身柄を引き渡すものとする。ただし、連れ戻すべき場所が遠隔の地にあるなどやむを得ない場合は、最寄りの少年施設又は拘置所（留置場は含まない。）に仮に収容するものとし、そこへ連行して当該施設の職員に身柄を引き渡すものとする。

なお、連絡打合せの上、警察署の保護室（留置施設に設置された保護室を除く。）に収容するなどの措置を講じて少年施設等の職員の引取りを待って身柄を引き渡すことにすることができる。

身柄の引渡しについては、その引渡しの年月日時、場所及び引き渡しを受けた者の所属、官職氏名を適宜な書面で明らかにし、その記名押印を受けておくものとする。

(2) 連戻状を所持して連戻しに着手した場合は、連戻しをした者が、連戻しに着手した場所、年月日時等をその連戻状に記入し記名押印をして、その者の身柄の引渡しとともにこれを引渡先に引き継ぐものとする。

連戻状を所持しないで連戻状による連戻しに着手した場合及び連戻状によらないで連戻しに着手し、最寄りの少年施設又は拘置所に仮に収容するものとした場合は、その者の身柄の引渡しとともに連戻しに着手した警察官の所属長によって作成された連戻着手報告書の写しを引渡先に提供するものとする。

### 4 少年施設の長からの連戻援助請求の取消及びそれに基づく警察の手配解除

(1) 少年施設の長からの連戻援助請求を取消すときは、直ちにその旨を援助を求めた警察官に電話その他適切な方法により連絡した上で、「連戻援助請求取消書」（法務省通達別紙様式2）によって通知される。

(2) 連戻援助請求取消の通知を受けた場合は、連戻援助請求を受けてその伝達をする場合に準じ、「少年院（又は少年鑑別所）連戻対象者手配解除」として、以下の事項を速やかに手配した先へ伝達するものとする。

- ア 手配の年月日
- イ 連戻対象者の氏名及び年齢
- ウ 手配解除の理由
- エ その他必要事項

(3) 連戻状が送達されている場合において、その連戻状の有効期間が経過し又は連戻援助請求の取消しとなされたときには、これを請求した少年施設の長へ返付するものとする。

### 5 少年院法又は少年鑑別所法の規定により連れ戻すことができない者

勾留状、収容状その他のその者の法的地位に応じた令状により収容する者については、逃走等をしたときから48時間を経過した後は、少年院法又は少年鑑別所法の規定

により連れ戻すことはできない。

## 6 その他

- (1) 改正刑法第97条の規定により、少年施設から逃走した者は逃走罪の適用対象となったことから所要の捜査を行う必要があり、連戻援助請求がなされた場合であっても少年の連戻しの着手前に逮捕することは差し支えないところ、事案の態様等に応じて、適切に判断すること。
- (2) 連戻援助請求があった連れ戻すべき者について、逃走罪を含む犯罪容疑があつてその者を逮捕し身柄を送致したときは、手配した警察を通じて連戻援助請求をした少年施設の長に、その状況を連絡するものとし、その者について連戻状の送達を受けている場合は、これを返付するものとする。